

マネージメント・レター No.266

消費税仕入税額控除の95%ルール

現在の消費税法のルールでは、仕入税額控除の計算をする時に課税売上割合（受取利息や土地の譲渡などの非課税売上と課税売上を合計した金額のうち、課税売上が占める割合）が95%以上であれば全額控除ができることとなっており、これを95%ルールと呼んでいます。

消費税の納税額を計算する時には不動産業や病院などの特定の業種を除くと多くの事業者がこの95%ルールにより仮払消費税等の全額が控除されています。

ところが平成23年度の税制改正により平成24年4月1日以後開始する課税期間から、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者は、この95%ルールが使えなくなってしまいます。

そうなるなどのような影響がでるかということ仮払消費税等の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法（一括比例配分方式）か、仮払消費税等を『課税売上のみ』に要するもの』『非課税売上のみ』に要するもの』『課税売上と非課税売上に共通して要するもの』に明確に区分したうえで、『共通して要する仮払消費税等』に課税売上割合を乗じて計算した金額に、『課税売上のみ』に要する仮払消費税等を加算した金額を控除する方法（個別対応方式）のいずれかにより計算することとなります。

難しいことを書きましたが要するに課税売上高が5億円超になることが見込まれる場合には、手間暇をかけて仮払消費税等を区分しなければ損をしてしまうことがあるかもしれないということになります。

ただし非課税売上が受取利息だけであれば、課税売上割合が100%に限りなく近い数字になるため、仮払消費税等を明確に区分するのが面倒であれば一括比例配分法で計算しても、全額控除と比べ納税額が大幅に増加しないと思われます。ただし一括比例配分法を適用してしまうと2年は継続して適用しなければならぬので翌年に設備投資などを予定している場合には注意が必要となってきます。

課税売上高が5億円を超えると見込まれる事業者は、どのように対応していくか担当者に試算してもらうなどして検討してみてください。

 今月のワンポイント 

今月12日は十五夜です。一年中で最も美しいとされ、「中秋の名月」と呼ばれています。野菜果物など収穫期を迎え、食欲の秋でもあり、味覚を楽しむイベントへの参加や作物の効能などで夏の疲れを吹き飛ばしてしましましょう。